

大阪市告示第1346号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年10月6日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年10月20日（月）	
	令和7年10月27日（月）	
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和7年10月14日（火）	午後2時30分から 午後7時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年10月1日（水）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年10月4日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年10月5日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年10月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

令和 7 年10月11日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年10月12日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年10月13日（月）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年10月15日（水）から 同月17日（金）まで	
令和 7 年10月18日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年10月19日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年10月21日（火）から 同月24日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 7 年10月25日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 7 年10月26日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 7 年10月28日（火）から 同月31日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）